

複文のテンス・アスペクトに関する諸問題

井 島 正 博

はじめに

本稿では、これまで検討してきた複文のテンス・アスペクトに関して、これまで扱ってきた先行研究の中にはまだ論じていないさまざまな問題点があることにかんがみ、それらをまとめて考察しようとするものである。通観すると、複文のテンス・アスペクトに関する問題と思われるものも、他のさまざまな文法分野の問題が混在しているために、複雑化しているものが多いように思われる。以下ではそれぞれの問題について検討を加えていく。

1 複文のテンスとハ・ノダ

まず最初に指摘しておきたいのは、大島(二〇二一・三)の議論は、同一名詞連体節を含む文のタ／タのテンスについて論じたものであるが、「視点の原理」ではタ／タの文は絶対テンスのみを表わすことになるので、絶対テンスも相対テンスも表わすことがあるという議論は、「視点の原理」を逸脱していることになる。しかし井島(二〇一九・三)で提示した絶対テンス・相対テンスシステムに

おいては、図表一に見るようにタ／タの文は絶対テンスも相対テンスも表す場合があるので、イレギュラーではない。むしろ絶対テンス・相対テンスシステムの中で働く制約による使い分けを示したものと了解される。なお本節の議論では、「言語外的知識」に関する議論は割愛する。言語外的知識が従属節と主節との時間的前後関係を制約することはすでによく知られており、この問題を加えると議論が不必要に複雑化することになるからである。

図表一

形態	意味	
	絶対	相対
タの有無	従属節・主節・発話時	テンス
タ／タ	主節↓従属節↓発話時	○
	主節↓従属節↓発話時	×

大島(二〇二一・三)には多くの問題が論じられているが、その中心となる議論は、主節の目的格となる同一名詞連体節がハをとる場合には従属節↓主節↓発話時という解釈も主節↓従属節↓発話時

という解釈とともに可能であるが、ヲをとる場合には従属節↓主節↓発話時という解釈に偏るということである。

- (1) a 社長が使ったパソコンは秘書が直しました。
 a' 社長が使ったパソコンを秘書が直しました。
 b 社長が使ったスライドは秘書が手直ししました。
 b' 社長が使ったスライドを秘書が手直ししました。
 c 料理長が使った道具はその職人が調整しました。
 c' 料理長が使った道具をその職人が調整しました。
 d 春子花落札した服は奈津子がオークションに出しました。
 d' 春子が落札した服を奈津子がオークションに出しました。
 大島(二〇一・三)では、これを文の構造の違いに起因する同一名詞連体に限った議論であり、ハが用いられた場合には〈修飾節〉〈主節〉(大島(二〇一・三)では「従属節」でなく「修飾節」と呼んでいる)というように、従属節・主節が対等であるのに対して、ヲが用いられた場合には〈修飾節〉主節」というように、従属節が主節に対して、従属節になるためであると論じている。
 ちなみに絶対テンス・相対テンスシステムによれば、タ／タの文は従属節↓主節↓発話時という解釈も主節↓従属節↓発話時という解釈も可能となるので、むしろハをとる場合は特に制約が働いておらず、ヲをとる場合に新たな制約が働いていることになる。
 しかるに後の方の議論では、ヲをとる場合にも主節↓従属節↓発話時となる場合が挙げられている。
- (2) a 太郎が使った衣裳をすべて花子で作りました。

- b 社長がプレゼンで示したグラフを全部部長が用意しました。
 c 田中さんはノーベル賞を受賞した研究を独力で完成させました。

このことに関して、「すべて、全部」などがある集合の要素一つ一つについてそれぞれ取り上げ、後続する記述が成立するか否かチェックし、あらゆる要素について成立することが確かめられたということを表わす」ものであり「これはきわめて主題化に近い意味」となると論じる。

しかし(2) a・bも必ずしも「集合の要素」でなくても成り立つ場合がありそうであるし、(2) cはそもそも「集合の要素」となっていないのではなからうか。

- (3) a 太郎が学芸会で使った衣裳を花子は夜なべをして作り直した。
 b 社長がプレゼンで示したグラフを部長は細心の注意を払って用意しました。

たとえ「集合の要素」である場合にヲをとることが可能となるという主張を認めるとしても、ここにヲが用いられることに違いはない。従属節が主節に対して、従属節である、すなわち〈修飾節〉主節」という構造はヲをとる同一名詞連体節を含む文には一貫していなければならぬところからすると、破綻が生じているように見える。
 それではハの文とヲの文との構造の違い以外にどのような説明法が可能だろうか。井島(二〇二・三)では〈未特定／既特定〉という概念を導入したが、ここではそれに近い概念として(若干熟れ

ない術語であるが)〈未成物／既成物〉を導入したい。

- ・ 未成物… 動詞(句)が表わす動作の生起後に生ずる対象。
 - ・ 既成物… 動詞(句)が表わす動作の生起前に存在していた対象。
- 〈未成物／既成物〉のいずれをとるかは、動詞(句)によって異なると考えられる。

- ・ 未成物をとる動詞(句)… 作る・建てる・書く など
- ・ 既成物をとる動詞(句)… 壊す・切る・叩く・食べる・読む など

未成物をとる動詞(句)は作成といった意味をもつものに限られるのに対して、既成物をとる動詞(句)は破壊は勿論さまざまな意味をもつものが含まれているようである。数としては、既成物をとる動詞(句)が大多数で、未成物をとる動詞(句)は限られている。このことは、他動詞は既に存在している対象に働きかけるものが典型であることによると思われる。

ここで〈既成物〉も〈未成物〉もとる変化を表わす動詞(句)について考えたい。変化を表わす動詞(句)には、〈既成物〉ヲ(未成物)ニという格のとり方を典型とするものと、〈未成物〉ヲ(既成物)デ／カラという格のとり方を典型とするものがある。ヲ格にどちらをとるかによって、前者は既成物をとる動詞(句)の低位類、後者は未成物をとる動詞(句)の低位類と考えたい(変化動詞については井島(二〇〇五・三)を参照)。

- (4) a あの学校は普通の子供を優秀な生徒に育て上げる。
- b 産業廃棄物を資源に生まれ変わらせる。

- (5) a 葡萄で／からワインを作る。

- b フエタをリヤマの乳から／で作る。

ところで、時折「お湯を沸かす・御飯を炊く」という日本語表現は意味的にはおかしく、「水を沸かす・お米を炊く」と言わなければならない、といった議論を耳にすることがある。すなわち〈既成物〉をヲ格にとる動詞が大多数であることから、「沸かす・炊く」も〈既成物〉をとらなければならない、という先入観から立論された議論である。しかしながら「ケーキを焼く・ご馳走を作る」のように〈未成物〉をとる動詞は少なくなく、これらが意味的におかしいと問題にされることはない。両者の違いは、前者は〈未成物〉「お湯・御飯」に対する〈既成物〉「水・お米」は容易に想起できるが、後者は〈未成物〉「ケーキ・ご馳走」に対する〈既成物〉は想起しがたい、あるいは普通念頭に浮かばない、といったことによると思われる。

この問題を当面の複文のテンスの問題に接続すれば、これらの動詞の目的語に同一名詞連体節が用いられた場合、既成物をとる動詞(句)の場合、従属節↓主節となり、未成物をとる動詞(句)の場合、主節↓従属節となると考えられる。すなわち、(6) a・bの目的語にはハが用いられているが、(6) aの主節動詞「切り刻む」は既成物をとる動詞なので従属節↓主節となり、(6) bの主節動詞「作る」は未成物をとる動詞なので主節↓従属節となることになる。

- (6) a 太郎が着た服は花子がハサミで切り刻みました。
- b 太郎が着た服は花子が作りました。

そして既成物をとる動詞(句)が大多数であることから、同一名詞連体節を含む文においても、多くの場合従属節↓主節という時間順序をとることになる。

- ここで最初の例文に戻ると、(1) a ~ c の主節動詞「直す」「手直しする」「調整する」は(既成物)も(未成物)もとるという点では変化を表わす動詞に入れることができるだろうが、質的な変化を被るだけで対象そのものは同一物であって、ヲ格一項しかとらない。(7) a では「直す前のパソコン」と「直した後のパソコン」、(7) b では「手直しする前のスライド」と「手直した後のスライド」、(7) c では「調整する前の道具」と「調整した後の道具」は、質的に異なっている。これも同一物である。これらは(既成物)をヲ格にとる動詞でもあり、ヲをとる場合には、従属節↓主節を表わすことになる。(7) d についても主節動詞句「オークションに出す」は(既成物)をとる動詞であり、ヲ格をとる場合は従属節↓主節を表わす。
- (7) a 社長が使ったパソコンは秘書が直しました。(= (1) a)
 a' 社長が使ったパソコンを秘書が直しました。(= (1) a)
 b 社長が使ったスライドは秘書が手直しました。(= (1) b)
 b' 社長が使ったスライドを秘書が手直しました。(= (1) b)
 c 料理長が使った道具はその職人が調整しました。(= (1) c)
 c' 料理長が使った道具をその職人が調整しました。(= (1) c)
 d 春子が落札した服は奈津子がオークションに出しました。(= (1) d)
 d' 春子が落札した服を奈津子がオークションに出しました。(= (1) d)

(1) d'

次に、ハをとる場合であるが、この場合大島(二〇一・三)の言うように、従属節と主節とが対等(「修飾節」(主節))であるために従属節↓主節も主節↓従属節も表わしうるといふよりも、題述文の場合、主題と解説との間にはさまざまな関係がありうるために従属節↓主節も主節↓従属節も表わしうるのであると考えたい。

すなわち、(7) a の場合、「パソコン」が「直す前のパソコン」を指しているのであれば、従属節↓主節を表わすことになり、「直した後のパソコン」を指すのであれば、主節↓従属節となると考えられる。(7) b・c も同様である。(7) d は「(服を)落札する」という事態と「(服を)オークションに出す」という事態とは前後関係を逆にすることが可能であるために従属節↓主節も主節↓従属節もとも可能であると考えられる。言い換えれば、「服」が「オークションに出す前の服」の場合が前者、「オークションに出した後の服」は後者ということになる。

主節動詞の表わす動作の前後で対象の名称が変わる場合には、明確に動作以前の対象をとる場合には従属節↓主節を表わし、動作以後の対象をとる場合には主節↓従属節となる(ただし以下の例は主格の対象)。

- (8) a 一生懸命勉強していた高校生は一流大学に合格しました。
 a' 遊び歩いていた大学生は一流大学に合格しました。
 b 教室で飼育されていたオタマジャクシは数日間であ変態しました。

- b' 教室で飼育されていた蛙は数日間に変態しました。
- c 寒い冬を越えたつばみは今朝咲きました。
- c' 美しく開いた桜は今朝咲きました。

また、大島(二〇一一・三三)の議論の終わりには、ノダないしモダリテイと従属節と主節との時間的前後関係について触れられている。すなわち、ノダやモダリテイを含まない(9)は従属節↓主節という解釈しか許さない。

- (9) 具合が悪くなった人はあの薬を飲みました。

それに対してノダ・ノダロウあるいはラシイ・ヨウダ・ソウダもしくはニチガイナイ・カモシレナイが下接すると、従属節↓主節という解釈も主節↓従属節という解釈も可能となるといえる。

- (10) a 具合が悪くなった人はあの薬を飲んだのです。
 - b 具合が悪くなった人はあの薬を飲んだのでしよう。
 - c 具合が悪くなった人はあの薬を飲んだらしいです。
 - d 具合が悪くなった人はあの薬を飲んだようです。
 - e 具合が悪くなった人はあの薬を飲んだそうです。
 - f 具合が悪くなった人はあの薬を飲んだにちがいありません。
 - g 具合が悪くなった人はあの薬を飲んだかもしれませんが。
- ただし、ダロウは従属節↓主節の解釈に限定されるという。

- (11) 具合が悪くなった人はあの薬を飲んだでしょう。
- この分布を見ると、井島(二〇一八・三三)で論じた逆行推論のモダリテイのとり方と一致することが見て取れる。逆行推論というのは、現実世界の原因・結果関係に対して、心内の推論において結果

を理由として原因を結論として推論する表現のことである。すなわち、現実世界における原因・結果の方向と、心的世界における理由・結論の方向が逆になる推論のことである。

たとえば交通事故の現場を見て車の渋滞を推論する場合は、心的世界における推論の理由・結論関係と、交通事故が起これば車が渋滞するという現実世界の原因・結果関係とが一致している「順行推論」であるが、ここにはダロウのほかニチガイナイ・カモシレナイが用いられる。

- (12) (交通事故の現場を見て)

この分だと車が渋滞する

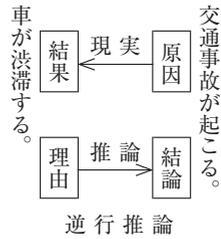
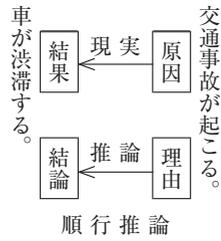
だろう／にちがいない／かもしれない。
 *のだろう／*らしい／*ようだ／*そうだ。

他方で車が渋滞しているのを見て交通事故が起こったことを推論する場合は、心的世界における推論の理由・結論関係と、交通事故が起これば車が渋滞するという現実世界の原因・結果関係とが逆方向である「逆行推論」であるが、ここにはノダロウ・ラシイ／ヨウダ／(ソウダ)／ニチガイナイ／カモシレナイが用いられる。

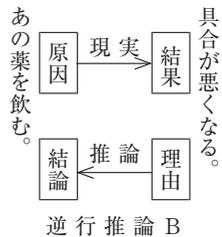
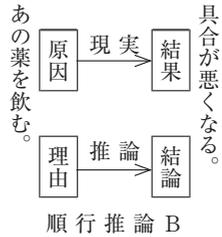
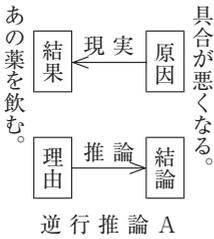
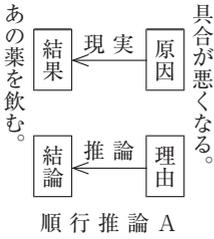
- (13) (車が渋滞しているのを見て)

交通事故が起こった

のだろう／らしい／ようだ／にちがいない／かもしれない。
 *だろう。



以上のように、通常の順行推論・逆行推論の場合は、現実の原因・結果関係は同じで、推論の理由・結論関係が逆になっている。それに対して、この場合の順行推論・逆行推論は、逆向きの二つの原因・結果関係（A「具合が悪くなった」でB「薬を飲んだ」で具合が悪くなった）ごとに同様の関係が成り立っている。



また、従属節が順接確定条件節として表わされる場合には、順行推論では順接確定条件節を作ることができるが、逆行推論では直接の順接確定条件節を構成することはできず、間接的な表現をしなければならなかった。

- (14) a 交通事故が発生したので、車が渋滞するだろう。
 - b *車が渋滞しているところを見ると、交通事故が発生したのだろう。
 - c 車が渋滞しているところを見ると、交通事故が発生したのだろう。
- それと同様に、(10) a ~ g の従属節は同一名詞連体節となっているために特に問題なく用いられるが、これらの従属節を順接確定条件節にすると同様の振る舞いをするようになる。
- (15) a あの人はあの薬を飲んだので、具合が悪くなったのです。
 - b *あの人は具合が悪くなったので、あの薬を飲んだのです。
 - b' あの人が具合が悪くなったところを見ると、あの薬を飲んだのです。

このように、順接確定条件文では逆行推論の理由を明示することはできないのに対して、同一名詞連体節を含む文では逆行推論の理由を同一名詞連体節として明示することができた。これは実質的には理由を表わしていても、形としては底の名詞の修飾語となつていことに起因するのではなからうか。このことは逆に、逆行推論に用いられるノダ／ノダロウ、ヨウダ／ソウダ／ラシイが、原因・結果関係がひとまとまりとなつた順行推論にも用いられることにもなるのではなからうか。ちなみにニチガイナイ／カモシレナイは順行推論にも逆行推論にも用いられる。

(16) a 「具合が悪くなった人はあの薬を飲んだ」のです／でしょう。
 b 「具合が悪くなった人はあの薬を飲んだ」らしい／よう／そうです。

c 「具合が悪くなった人はあの薬を飲んだ」にちがいありません／かもかもしれません。

以上のように、(11)は順行推論Aの表現であり、(10) a ∼ gは逆行推論Bのみならず順行推論Aの表現でもあることが示されたと思われ

1・2 時間副詞

時間副詞に関しては、原則として絶対テンスの従属節には絶対時制副詞が、相対テンスの従属節には相対時制副詞が用いられ、筆者もこれまで特に断りもなくその原則に従って逆に従属節が絶対テン

スを表わすか相対テンスを表わすかのテストとしてこの原則を用いてきた。しかし例外的な場合も見られ、ここではその詳細を検討していきたい。

橋本(一九九四・一〇、九五・六)では、同一名詞連体節を含む文のうち、従属節が相対テンスを表わすものには、従属節中に絶対時制副詞を加えることができるものとできないものがあることを指摘する。まず(17) a のようなタ／ゆという形で発話時↓従属節↓主節を表すものは(17) a のように絶対時制副詞を加えることができるが、(17) b のようなゆ／タという形で主節↓従属節↓発話時を表わすものは(17) b のように絶対時制副詞を加えることができないという。

(17) a 「決勝で勝った」チームが、全国大会に招待される。

a' 来月、「あした決勝で勝った」チームが、全国大会に招待される。

b 「試合に出場する」選手が、八幡宮に必勝祈願に行った。

b' 先月、「きのう試合に出場する」選手が、八幡宮に必勝祈願に行った。

そして絶対時制副詞の出現を許さない後者を α 型、絶対時制副詞の出現を許す前者を β 型と呼ぶ。そして同一名詞連体節に限らず、複文を作る α 型の様々な節で同様の現象が見られることを示す。

・同一名詞連体節(内の関係の連体節)

(18) a 「飲みに行く」人たちは、前日から仕事のペースを上げていた。
 a' 「ゆうべ飲みに行く」人たちは、前日から仕事のペースを

上げていた。

b 彼は三年前に、「入社する」人たち全員に会っていた。
b' 彼は三年前に、「去年入社する」人たち全員に会っていた。

・順接確定条件節（ノデ・カラ節）

(19) a おととい、「友人が遊びに来る」ので、部屋の掃除をした。

a' おととい、「きのう友人が遊びに来る」ので、部屋の掃除をした。

b 三日前は、「予防注射を受ける」から、多めに睡眠をとった。

b' 三日前は、「おととい予防注射を受ける」から、多めに睡眠をとった。

・疑問節

(20) a おととい彼は太郎に「パーティーに出席するかどうか」を尋ねた。

a' おととい彼は太郎に「きのうパーティーに出席するかどうか」を尋ねた。

b 私はあの時に、「花子がなぜアメリカに行くのか」教えてもらった。

b' 私はあの時に、「花子がなぜ去年アメリカに行くのか」教えてもらった。

・同格連体節（外の関係の連体節）

(21) a あの時は「彼と会う」約束をした、

a' (あ)の時私は「きのう彼と会う」約束をした、
ただし、同格連体節には絶対時制副詞の出現を許すものも見出さ

れるという。

(22) a あの時点では私は、「きのう彼と会う」約束だった。

b あの建物は「去年完成する」予定だった。

c あの部屋は「先週掃除する」はずだった。

この点に関して、同格連体節に絶対時制副詞の出現を許す場合は、文末名詞文であったり形式名詞述語文であったり、主節にあたる部分は独立した主節を構成していない。実際主節にあたる部分に絶対時制副詞に限らず、そもそも時制副詞を加えることはできない。すなわち従属節と見える部分が実質的には主節となっていると言うことができる。とすると従属節と見えるところ（実質的な主節）に絶対時制副詞が出現することには何の問題もないことになる。

このように、橋本（一九九五・六）では、 α 型の振る舞いが特殊であるとして、その理由を以下のようにまとめる。

α タイプの節においては、主節時が擬似的な発話時としてはたらくため、本来の発話時からダイクティックな時の位置づけが嫌われる。

そして典型的な α タイプの節がゆ形に集中することについて、以下のようにまとめる。

本来時よりも過去時のほうが、擬似的な発話時としてはたらくやすい。（即ち話し手は、本来時より過去時に対しての方が感情移入しやすい。）

確かに現象は大変興味深い、その説明はあまりわかりやすいものではない。特に「主節時が擬似的な発話時としてはたらく」とは

どのようなことか、理解が難しい。とにかく過去の事態であるにも拘わらずの形で示される従属節中に、絶対時制副詞が出現しにくいことを、なんとか説明しようとしているものだと思われる。

とはいうものの、 ϕ ／タという形で主節→従属節→発話時を表わす複文の従属節中に限って絶対時制副詞が現われないという現象は、さまざまな観点からも確かめられる。

まずはすでに見てきたように、(23) a～c の文の従属節には (24) a～c のように絶対時制副詞を加えることはできない。

- (23) a 「出国する」人たちは、九日に手続きを済ませていた。
 - b 「試合に出る」選手は、元日に川崎大師にお参りに行った。
 - c あの時K社は「東京で行われる」入札に社運をかけていた。
 - (24) a? 「昨日出国する」人たちは、九日に手続きを済ませていた。
 - b? 「先週試合に出る」選手は、元日に川崎大師にお参りに行った。
 - c? あの時K社は「昨年東京で行われる」入札に社運をかけていた。
- ところが、絶対テンス副詞を客観的時間副詞に置き換えると自然となる。
- (25) a 「十日に出国する」人たちは、九日に手続きを済ませていた。
 - b 「第二週に試合に出る」選手は、元日に川崎大師にお参りに行った。
 - c あの時K社は「九二年に東京で行われる」入札に社運をかけていた。

また、これまで見てきたのは、 ϕ ／タの例であったが、これをタ／タにしても、(26) a～c のように時間的前後関係は変わらないが、(24) a～c とは違って、絶対時制副詞を加えても (27) a～c のように自然なままである。

- (26) a 「出国した」人たちは、九日に手続きを済ませていた。
 - b 「試合に出た」選手は、元日に川崎大師にお参りに行った。
 - c あの時K社は「東京で行われた」入札に社運をかけていた。
 - (27) a 「昨日出国した」人たちは、九日に手続きを済ませていた。
 - b 「先週試合に出た」選手は、元日に川崎大師にお参りに行った。
 - c あの時K社は「昨年東京で行われた」入札に社運をかけていた。
- また、同じ ϕ ／タの例でも、時間的前後関係を主節→発話時→従属節にすることができ、その場合は絶対時制副詞を従属節に加えることができる。
- (28) a 「明日出国する」人たちは、九日に手続きを済ませていた。
 - b 「来週試合に出る」選手は、元日に川崎大師にお参りに行った。
 - c K社は「来年東京で行われる」入札に社運をかけていた。
- ちなみに、橋本(一九九四・一〇、九五・六)で、従属節に「ことになつてゐる」「つもりである」を補うことができると論じているが、これは井島(二〇二一・三、二二・五)で論じた「従属節認識時」を明示する表現であると考えられる。

(29) a 「出国することになった」人たちは、九日に手続きを済ませた。

b 「試合に出ることになった」選手は、元日に川崎大師にお参りに行った。

c あの時K社は「東京で行われることになった」入札に社運をかけていた。

すなわち、従属節の事態は、主節の認識主体が主節の行為以前に予定している、意図していることである。つまり「出国する」ために「手続きを済ませる」のであるし、「試合に出」て勝つために「川崎大師にお参りに行く」のであるし、「東京で行われる入札」を勝ち取ることを目指して「社運をかける」のである。このことは従属節と主節との時間的前後関係を考察するためには有効であるが、従属節内に絶対時制副詞が出現可能であるかどうかを議論するためにはあまり有効であるとは思えない。

以上検討を加えてきたように、確かに ϕ /タという形で主節 \downarrow 従属節 \downarrow 発話時を表す場合に限って、従属節内に絶対時制副詞が出現できないという現象は改めて確認できた。しかるにどうしてそうなるのかに関しては、明確な根拠を示すことは困難であるように思われる。

ここまでは α 型すなわち ϕ /タという形で主節 \downarrow 従属節 \downarrow 発話時という時間関係を表わすものと、 β 型すなわちタ/ ϕ という形で、発話時 \downarrow 従属節 \downarrow 主節という時間関係を表わすもののうち、前者がイレギュラーで、後者は理論的に問題のない表現であるという了解

のもとに議論が展開されてきた。それは前者の従属節には絶対時制副詞が共起できないのに対して、後者の従属節にはそれができるとを根拠にしていた。しかしはたしてそれは正しいのだろうか。

ここで、井島(二〇二一・三)において、複文のテンス全般に関して、従属節と主節との Φ ・タの使用と、複文全体が表わす発話時・従属節・主節の時間関係とが、絶対テンスを表わすか相対テンスを表わすかの全般的な関係は以下の表のようにまとめられた。

形態	意味		絶対	相対
	意	味		
タの有無	従属節・主節・発話時	テンス	絶対	相対
タ/ ϕ	従属節 \downarrow 主節 \downarrow 発話時	○	○	○
Φ / Φ	主節 \downarrow 従属節 \downarrow 発話時	○	○	×
	発話時 \downarrow 従属節 \downarrow 主節	○	○	×
	発話時 \downarrow 主節 \downarrow 従属節	○	○	○
	発話時 \downarrow 従属節 \downarrow 主節	×	○	○
タ/ Φ	従属節 \downarrow 発話時 \downarrow 主節	○	○	○
Φ /タ	主節 \downarrow 従属節 \downarrow 発話時	×	○	○
	主節 \downarrow 発話時 \downarrow 従属節	○	○	○

この表を見ると、絶対テンスが \times になっている箇所は二箇所しかなく、それはタ/ Φ で発話時 \downarrow 従属節 \downarrow 主節を表わす場合と、 Φ /タで主節 \downarrow 従属節 \downarrow 発話時を表わす場合である。この箇所は必

ず相対テンスを表わさなければならぬことになる。

橋本(一九九四・一〇、九五・六)で問題にされたのは、この二つの場合で、絶対時制副詞のとり方が異なるという点である。すなわち前者、β型の場合、従属節は相対テンスを表わすにも拘わらず絶対時制副詞を取りうるのに対し、後者、α型の場合、絶対時制副詞をとることはできない。ただし後者の場合は、相対時制副詞や客観的時制副詞をとることは可能である。

(30) a 「明日勝った」チームが、来週全国大会に招待される。

b ?? 「きのう出国する」人たちは、九日に手続きを済ませていた。

b' 「十日に出国する」人たちは、九日に手続きを済ませていた。

この二つの場合のどちらがイレギュラーであると考えべきだろうか。表に示したように、ここに示した八通りのうち、この二つの場合を除いたものはすべて絶対テンス解釈が可能なものであり、したがって絶対時制副詞をとることができる。

(31) a 「昨日引越してきた」隣の人が先ほど挨拶にやってきた。

タ／タ 従属節↓主節↓発話時

b 「昨日越前海岸で自殺した」女性はそこへ行くのにタクシーを使った。

タ／タ 主節↓従属節↓発話時

c 「来週引越してくる」人は引越した後で住民登録をするそうだ。

Φ／Φ 発話時↓従属節↓主節

d 「来週引越してくる」人が今日下見に来るそうだ。

Φ／Φ 発話時↓主節↓従属節
e 「先週生まれた」子供のために今週末に子供服を買いに行こう。

う。

タ／Φ 従属節↓発話時↓主節

f 「来週生まれる」子供のために先週末子供服を買いに行つた。

Φ／タ 主節↓発話時↓従属節

これらのことからすると、一見、絶対時制副詞をとることができる後者、すなわちΦ／タで主節↓従属節↓発話時を表わすα型が特殊であるように見える。しかしながら、絶対テンスを表わす従属節に絶対時制副詞が用いられることには何の不思議もないが、前者、すなわちタ／Φで発話時↓従属節↓主節を表わすβ型は、相対テンスを表わす従属節の中で絶対時制副詞が用いられるのであるから、むしろこちらの方がイレギュラーであると考えべきであろう。

さてこの二つの場合に関して、井島(二〇二一・三)では同じ時間関係を表わすものとの違いを問題にした。すなわち発話時↓従属節↓主節を表わすものにはタ／Φのほか、Φ／Φがあり、主節↓従属節↓発話時を表わすものにはΦ／タのほか、タ／タがあり、同じ時間関係を表わすにも拘わらず、置き換えることはできなかった。

(32) a 「明日「勝った」??勝つ」チームが来週全国大会に招待される。

b 「今度「転居する」*転居した」人は、転居後に住民登録をするらしい。

(33) a 「「出国する」*出国した」人たちは九日に手続きを済ま

せていた。

b 「越前海岸で「自殺した／＊自殺する」」女性はそこへ行くのにタクシーを使った。

そこでそこには意味の違いが関わっているものと考え、検討した結果、発話時↓従属節↓主節を表わすタ／ΦとΦ／Φとの間には、未特定／既特定という意味の違いが、主節↓従属節↓発話時を表わすΦ／タとタ／タとの間には、内観的／外観的という意味の違いが見出されることを明らかにした。

ここで問題となる絶対時制副詞をとれるかどうかの違いには、この意味の違いが関わっているのではないだろうか。内観的／外観的という意味は、特に絶対時制副詞のとり方に影響を与えない。どうやら未特定／既特定という意味、特にそのうちの未特定が相対テンスを表わす従属節中に、絶対時制副詞を取ることを許すことになるのではなからうか。未特定とは、連体修飾を受ける底の名詞の指示対象があらかじめ特定されておらず、従属節の表わす事態が成立した時点で特定される、といった意味を指していた。そうすると、この場合従属節のタが従属節↓主節という相対テンスを表わすとは別に、従属節事態が成立する時点はあらかじめ決まっております、それを絶対時制副詞を用いて示すことができるのではないだろうか。たとえば「明日勝つ」かどうかは「明日の試合」によって決まるのであり、「英語がトップ」であるかどうかは「来週の試験」によって決まるのであり、「修論が優秀」であるかどうかは「来年度の修論提出」によって決まる。このようにあらかじめ決まった時点で成

立する（予定の）従属節事態を「イヴェント」と呼ぶことにすれば、相対テンスを表わす従属節に現われる絶対時制副詞は、このイヴェントの時点を示していると言つてよいのではないだろうか。

(34) a 「明日（の試合に）勝った」チームが来週全国大会に招待される。

b 「来週（の試験で）英語がトップだった」人を採用しよう。

c 「来年度（の修論提出日に）優秀な修論を提出した」人だけを博士課程に進級させよう。

ここで気になるのが、この型の文の従属節には、すべてイヴェントの時点が考えられるのかということである。たとえば橋本（一九九四・一〇）に示された(35) a・bのような文には一見イヴェントを見出しにくいように思われるかもしれない。

(35) a 「来週書類を提出した」人には、再来週に許可が出るだろう。

b 「来年とった」免許は三年後に期限が切れる。

しかし「来週（も）書類を提出する」機会があり、「来年（も）免許をとる」機会があるといった広い意味でイヴェントをとらえれば、この型の文にはおよそイヴェントを背後に想定できると言えるのではないだろうか。

ここまでは、同一名詞連体節を含む文に関してのみ論じてきた。それでは、タ／Φで発話時↓従属節↓主節を表わすそれ以外の複文はどのような振る舞いを見せるだろうか。まず、順接確定条件文、逆接確定条件文には、この文類型は成立しなかった。それ以外の複文に関しては以下の通り。

(36) a

「明日決勝戦に勝った」なら、来週全国大会に招待される。

順接仮定条件文

b 「明日決勝戦に負け」ても、来週全国大会に招待される。

逆接仮定条件文

c ??目が覚めたら、「明日雪国に来た」ことを実感するだろう。

同格連体節を含む文

d ??目が覚めたら、「明日雪国に来た」と実感するだろう。

引用節を含む文

順接確定条件文、逆接確定条件文は、そもそもタ／Φで発話時↓従属節↓主節を表わす文が成立しないのであるから、その従属節に絶対時制副詞を入れることができるかどうかは問題にならない。また順接仮定条件文、逆接仮定条件文は、同一名詞連体節を含む文と同様に、従属節に絶対時制副詞を入れることができるが、これらにもイヴェント時を考慮することができる。さらに同格連体節を含む文、引用節を含む文に関しては、文そのものは成立するが、従属節に絶対時制副詞を入れることはできない。このように、Φ／タで主節↓従属節↓発話時を表わす複文が(18) (21)のように、さまざまな文類型を通していずれも絶対時制副詞を入れることができなかつたのに対して、タ／Φで発話時↓従属節↓主節を表わす複文は、その類型ごとに振る舞いを異にしており、むしろこちらの方がイレギュラーであると考えるべきであろう。

さてここで、これまでは従属節に絶対時制副詞が用いられるかどうかに関して検討してきたが、今度は従属節に相対時制副詞が用い

られるかどうかについても検討してみたい。

相対時制副詞をとりうるかどうかは、主節を基準とする相対テンスの場合と、当該の文の外の時間を基準とする相対テンスの場合とがあるが、ここで問題にしたいのは、そのうち前者である。判定は必ずしも容易ではないが、相対テンスをとることができない文に相対時制副詞を補うことはできないようである。

(37) a 一二週間前に引越してきた一隣の人が挨拶にやってきた。

タ／タ 従属節↓主節↓発話時

b ??「その三時間前に越前海岸で自殺した」女性はそこへ行くのにタクシーを使った。

タ／タ 主節↓従属節↓発話時

c ??「翌週引越越してくる」人は住民登録をすそうだ。

Φ／Φ 発話時↓従属節↓主節

d 一翌週引越越してくる一人が下見に来るそうだ。

Φ／Φ 発話時↓主節↓従属節

e 「一週前に勝った」チームが全国大会に招待される。

タ／Φ 発話時↓従属節↓主節

f 「一週前に生まれた」子供のために子供服を買いに行こう。

タ／Φ 従属節↓発話時↓主節

g 「翌日出国する」人たちは、すでに手続きを済ませていた。

Φ／タ 主節↓従属節↓発話時

h 「翌週生まれる」子供のために子供服を買いに行った。

Φ／タ 主節↓発話時↓従属節

とするならば、やはり絶対時制副詞の場合も、絶対テンスをとることができない従属節に絶対時制副詞が現われないのが通則で、絶対時制副詞が現われる場合に特別な理由があると考えるべきなのだろう。

おわりに

筆者はこれまで、井島(二〇一九・三・二二・三、二〇二〇・三・二二・五、二〇二〇・三・二二・三・a)で、様々な複文の類型ごとのテンスの現われ方を通観してきた。そして井島(二〇二〇・三・二二・三・b)から個々の複文の類型としては扱うことのできなかつたさまざまな問題に対して検討を加える方向に向かった。本稿もその一環として、同一名詞連体節にハをとるかヲをとるかによる解釈の違いおよびそれに関連した問題、および時間副詞の採り方の違いについて検討した。今後この方向で複文のテンス・アスペクトに関して考察を進めたい。

参考文献

- 三原 健一(一九九二・一一)『時制解釈と統語現象』くろしお出版
- 橋本 修(一九九四・一〇)「ル/タ形(時制形式)の基準時―絶対時とダイクティックな時の連用成文の基準時―相対時制連体節の場合を中心に―」『森野宗明教授退官記念論集語学・文学・国語教育』三省堂 pp.135-163
- 岩崎 卓(一九九五・三)「従属節のテンスと視点」『現代日本語研究』第二号 pp.67-84(大阪大学)
- 橋本 修(一九九五・三)「現代日本語の非制限節における主節時基準現象」『文芸言語研究 言語篇』第二十七号(筑波大学) pp.107-124
- 橋本 修(一九九五・六)「相対基準時節の諸タイプ」『国語学』第百八十一集 pp.104-92
- 丹羽 哲也(一九九七・一一)「連体節のテンスについて」『人文研究 大阪市立大学文学部紀要』第四十九巻第五分冊 pp.295-330
- 岩崎 卓(一九九八・四)「連体修飾節のテンス」『日本語科学』第二号 pp.47-66
- 井島 正博(二〇〇五・三)「変化動詞文の格構造」『日本語学論集』創刊号 pp.56-82
- 福原 香織(二〇〇六・一一)「連体修飾節と従属節のテンス」『日本語・日本文化研究』第十六号 pp.103-112(大阪外国語大学)
- 橋本 修(二〇一・一一)「相対補充連体修飾節のテンス小考」『筑波日本語研究』第十五号 pp.1-10
- 大島 資生(二〇一・三)「日本語連体修飾構造の時制解釈について―修飾節・主節がともにタ形術語をもつ場合―」『日本語学』第十一巻第一号 pp.54-70
- 井島 正博(二〇一八・三)「逆行推論のこころ」『成蹊大学文学部紀要』第53号 pp.193-207
- 井島 正博(二〇一九・三)「複文のテンス」『日本語学論集』第

十五号 pp.1-11

井島 正博 (10111・13) 「同一名詞連体節のテンス」『日本語学論集』第十七号 pp.1-12

井島 正博 (10111・13) 「条件文のテンス」『日本語学論集』第十八号 pp.28-46

井島 正博 (10111・15) 「順接確定条件文のテンス」『国語と国文学』第九十九巻五号 pp.85-97

井島 正博 (10111・13a) 「同格連体節あるいは引用節を含む文のテンス」『成蹊大学文学部紀要』第五十八号 pp.117-136

井島 正博 (10111・13b) 「複文のアスペクトそのほか」『日本語学論集』第十九号 pp.18-32

(こしほ・まゆみろ 本学非常勤講師)